

町の国民健康保険に加入の皆さんへ ～高額な医療を受ける際には「認定証」提示を！～

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは？

入院や外来時の保険診療医療費の自己負担限度額を医療機関等に示すものです。また、住民税非課税世帯の方は、認定証提示により、入院時の食事代が減額されます。なお、年齢や所得区分によって限度額が異なります(下表参照)。

■申請が必要です

年齢区分	所得区分	入院時食事代 (1食当り)	自己負担限度額 (1か月ごと・1医療機関ごと)		認定証の 適用区分	
			金額	注		
70歳未満	基準総所得額※1	260円	252,600円	(医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) *年間4回目以降140,100円	ア	
			167,400円	(医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) *年間4回目以降93,000円	イ	
			80,100円	(医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) *年間4回目以降44,400円	ウ	
			57,600円	*年間4回目以降44,400円	エ	
	住民税非課税世帯※2	210円(過去12か月の入院が90日を超えると160円)	35,400円	*年間4回目以降24,600円	オ	
70歳～74歳	現役並み所得者※3	260円	80,100円	(医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) *年間4回目以降44,400円		
	一般	260円	44,400円			
	低所得者	Ⅱ※4	210円(過去12か月の入院が90日を超えると160円)	24,600円		Ⅱ
		Ⅰ※5	100円	15,000円		Ⅰ

- ※1 基準総所得 = 前年の総所得額等 - 基礎控除33万円
- ※2 同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税の方
- ※3 医療機関にかかった時の一部負担金の割合が3割の方
- ※4 同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税の世帯の方
- ※5 同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税で、所得が一定基準以下の世帯の方

認定証は、入院や高額が見込まれる外来時に申請いただくものですが、70～74歳の現役並み所得者及び一般の方は、保険証及び高齢受給者証の提示で判別できるため、認定証は交付されません(申請不要です)。

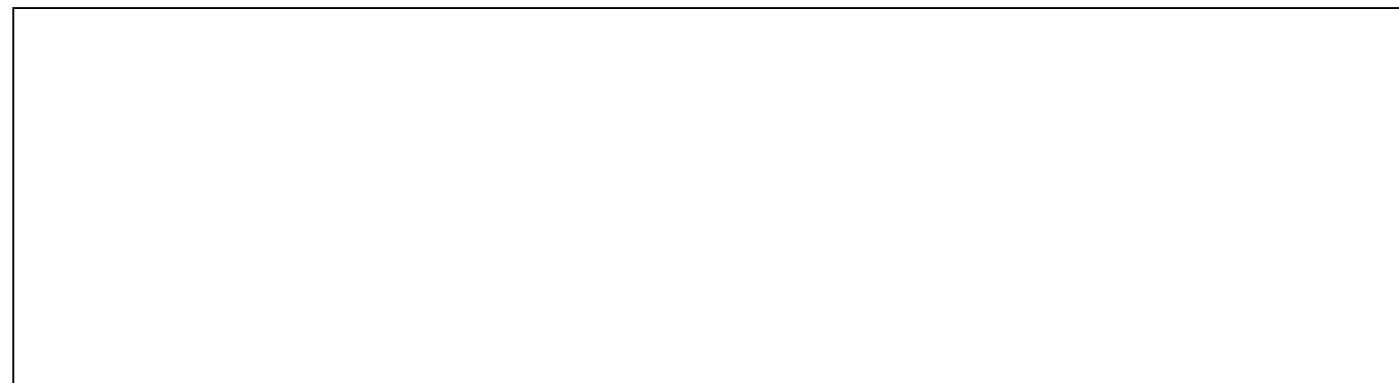
また、未申告の方は必ず所得申告してください(世帯主と加入者全員。所得がない場合でも申告は必要です。未申告世帯は上位所得とみなされます)。

認定証の申請に必要なもの ①保険証、②印鑑、③運転免許証・住基カード等(来庁した方の本人確認ができるもの)、④委任状(同一世帯以外の方が申請する場合)、⑤交付されている認定証(更新の方)

- 申請月の初日からの適用となります。新規の方は、入院等より前に申請してください。
- 更新が必要な方は、7月21日(火)以降に申請してください。現在交付されている認定証は7月31日(金)が有効期限です。

※国民健康保険税を滞納している世帯の方は、認定証の交付が受けられません。

問合せ 町民生活課 国民健康保険担当 ☎(内)147-149



危ない!「ハチ」に注意! ハチは、5～11月下旬頃まで活動し、8～9月が活動ピークです



問合せ
生活あんしん室
☎(内)403・404

- ◆ハチの特性
 - ◆振動に敏感 巣の周囲を叩いたり振動を与えると、巣から次々にハチが出てきてしまう。
 - ◆明るいう方へ行く 暗いところから光をめぐらして攻撃してくる(懐中電灯等は手で持ったりしない)
 - ◆ハチの目線は前と斜め上 ハチの目線は下方には及ばない(かがんで静かに後ずさりする)
 - ◆色によっては激しく攻撃される 黒くて動くものに強く反応するので、なるべく白い服や帽子を身につける
 - ◆匂いに敏感 香水・化粧品・整髪料・お弁当や汗の匂いでも寄ってくる
 - ◆早い動きに敏感 手で振払う等の動きはハチを刺激してしまう(走ったり暴れたりしない)
 - ◆万が一刺されたら 速やかに巣から30～40m離れる↓1～2分以内に毒を絞り出す↓10～15分位、流水で洗い流す↓副腎皮質ホルモン入り抗ヒスタミン軟膏を塗り、安静に↓異変を感じたらすぐ病院へ!
 - ※スズメバチに刺された場合は、できるだけ早く医師の診察を受けてください。

小川町周辺で見かけるハチの種類

	大きさ (cm)	攻撃性	巣の形	巣を作りやすい場所
スズメバチ	2.5～4	非常に高い	まだら模様のあるボール型	地中、切株の中、樹木の枝、屋根裏、軒下等
アシナガバチ	2～3	低い	茶碗をひっくり返した形	生垣や植込みの中、樹木の枝、軒下等
ミツバチ	1～1.5	ほぼなし	複数の巣板が垂直に垂下る	閉鎖された場所、樹木の空洞部、屋根裏等

熱中症に気をつけましょう! ～熱中症予防の5つのポイント～

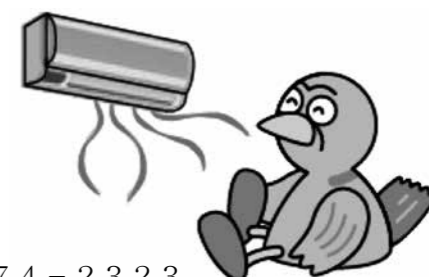
- ① 高齢者は上手にエアコンを 高齢者や持病のある方は、暑さで徐々に体力が低下し、室内でも熱中症になることがあります。節電中でも上手にエアコンを使っていきましょう。周りの方も、高齢者のいる部屋の温度に気を付けてください。
- ② 暑くなる日は要注意 熱中症は、暑い環境に長時間さらされることにより発症します。特に、梅雨明けで急に暑くなる日は、体が暑さに慣れていないため要注意です。また、夏の猛暑日も注意が必要です。湿度が高いと体からの汗の蒸発が妨げられ、体温が上昇しやすくなっています。猛暑の時は、エアコンの効いた室内など、早めに涼しいところに避難しましょう。
- ③ 水分をこまめに補給 のどが渇く前に水分を補給しましょう。汗には塩分が含まれています。大量の汗をかいたら、水分とともに塩分もとりましょう。ビールなどアルコールを含む飲料は、かえって体内の水分を出してしまうため水分の補給にならず、逆に危険です。また、高齢者は暑さやのどの渇きを感じにくい傾向にありますので、こまめに水分を補給しましょう。寝る前にも忘れずに!
- ④ 「おかしい」と思ったら病院へ 熱中症は、めまい、頭痛、吐き気、倦怠感などの症状から、ひどい時には意識を失い、命が危険になるこ

ともあります。「おかしい」と思ったら、涼しいところに避難し、医療機関に相談しましょう。

⑤ 周りの人にも気配りを 自分のことだけでなく、近所で声を掛け合うなど、周りの人の体調にも気を配りましょう。スポーツ等行事を実施する時は、気温や参加者の体調を考慮して、熱中症を防ぎましょう。

こんな症状があったら医療機関へ!

- 軽 めまい、立ちくらみ、汗が止まらない
- 中 頭痛、吐き気、体がだるい(倦怠感)、虚脱感
- 重 意識がない、けいれん、高い体温である、呼びかけに対し返事がおかしい、まったく歩けない



問合せ パトリアおがわ(健康増進課) ☎74-2323

後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

「後期高齢者医療被保険者証（保険証）」について 保険証を更新します（紫色になります）

現在の保険証は7月31日（金）が有効期限です。
新しい保険証は7月上旬に郵送しますので、更新手続きは不要です。
※有効期限が切れた保険証は各自で厳重に処分していただくか、町民生活課へお返しください。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（認定証）」について 認定証は住民税非課税世帯の方が対象です。

入院の際の食事代が軽減され、医療費（入院や外来）の窓口支払額の上限が設定されます。
軽減を受けるためには、医療機関に認定証を提示する必要があります。
認定証を更新します
現在の認定証は7月31日（金）が有効期限です。現在認定証を交付されていて8月以降も該当する方には、新しい認定証を7月末までに郵送で交付しますので、申請手続きは不要です。
新たに申請する方は、保険証をご持参のうえ、町民生活課で手続きしてください。

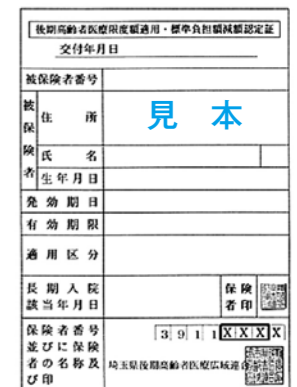
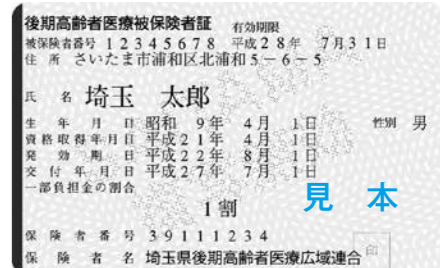
保険料について

7月上旬に後期高齢者医療保険料額通知書を郵送します。
「特徴開始通知書」が届いた方は、年金支給月に年金天引き（特別徴収）します。
「納入通知書（口座振替）」が届いた方は、納付期限日に口座振替（普通徴収）します。
「納入通知書」が届いた方は、納付書で納付期限までに指定された金融機関等で保険料を納めてください。後期高齢者医療保険料 第1期の納付期限は7月31日（金）です。

納付方法の変更について

年金天引き（特別徴収）の方は、申請により口座振替への変更もできます。その場合、所得税や町県民税の社会保険料控除は、振替をする口座の名義人の方に適用されます。申請から変更処理完了までに数か月を要し、その間は年金天引きとなります。申請の手続き等、詳細はお問合せください。

問合せ 町民生活課 後期高齢者医療担当 ☎(内) 148・149



第65回 社会を明るくする運動

毎年7月を強調月間として、各地でさまざまな取組がなされる「社会を明るくする運動」。犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について全ての国民が理解を深め、それぞれの立場で力を合せ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動です。
運動期間中、「一言：犯罪に戻らない・戻さない」というスローガンの下、町では、罪を犯した人たちの更生活動に日々努力されている保護司の方々を中心に、更生保護女性会と共に町内での街頭キャンペーンや広報車による宣伝活動等を行います。非行をした人の立直りに向けた取組や出所者等の雇用についても町民の皆さんにご理解をお願いします。



罪をくぐりぬけるまぐわん

「一言：犯罪に戻らない・戻さない」

国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」を実現させるためには、ひとたび犯罪や非行をした人を社会から排除し孤立させるのではなく、社会の責任ある一員として再び受入れることが自然にできる社会環境の構築が不可欠です。
このような社会の構築を進めるため、その第一歩として、平成26年12月、犯罪対策閣僚会議において、政府の「一言：犯罪に戻らない・戻さない」が決定されました。

「愛の募金運動」に協力をお願いします

埼玉県更生保護女性連盟・小川地区更生保護女性会は、毎年、運動期間中に「愛の募金運動」を行っています。愛の募金を通して更生保護施設への助成、愛の図書配布、DV被害者への支援等の資金的な援助を行ってきました。本年もご支援、ご協力をお願いします。

問合せ 福祉介護課 社会福祉担当 ☎(内) 3555

交付いたします

「小川町いきいきタクシー券」

今年度から、タクシー利用料の一部助成事業として「小川町いきいきタクシー券」を交付しています。ご希望の方は福祉介護課（役場1階）で申請してください。

対象 小川町在住で、平成27年4月1日現在で次のいずれかに該当する方です。

- ① 身体障害者手帳1・2・3級、または下肢の4級をお持ちの方
- ② 療育手帳（みどりの手帳）A・A・Bをお持ちの方
- ③ 自動車等の運転免許証を所有しない75歳以上の方。ただし、次の方を除きます。

■ 介護保険による要支援認定または要介護認定を受けている方
■ 前年度に個人住民税が課税されている方
■ 生活保護を受給している方
※ ①・②は、身体障害者支援施設等に入所していない方が対象です。

助成券

- タクシーの初乗り運賃相当額を交付します。
- 1か月あたり2枚の交付となり、年度末までの計24枚を一括交付します。
- 原則1回の乗車につき1枚の利用とします。
- 有効期限は平成28年3月31日です。
- 利用できるタクシー会社は、小川町内の2社です。利用は交通・小川観光タクシー

申請時持ち物

- * 障害者手帳、療育手帳（該当者のみ）
- * 印鑑
- * 代理人が申請する場合は、本人確認のための書類（運転免許証・保険証等）が必要

問合せ 福祉介護課 障害福祉担当 ☎(内) 151



平成27年度 （7月分～平成28年6月分） 国民年金保険料免除申請の 受付を開始しました

経済的な理由や災害等により保険料納付が困難な場合には、所得状況により全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除が受けられます。

年金手帳、印鑑を町民生活課戸籍年金担当にご持参ください。失業者の特例を希望する方は、離職票または雇用保険受給資格者証もご持参ください。

審査結果について
日本年金機構から審査結果を送付します。

一部免除の承認を受けた場合…後日一部納付用の納付書が送付されます。一部納付保険料を納付期限内に納付しないと未納扱いになりますのでご注意ください。

申請が却下になった場合…保険料の納付が必要です。納付書がない場合は、年金事務所まで再発行しますので、年金事務所に連絡してください。

追納について

免除・納付猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば追納できます。しかし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、経過期間に応じた加算額が当時の保険料に上乘せられます。

問合せ 町民生活課 戸籍年金担当 ☎(内) 146